

1 表彰者の推薦

中札内村スポーツ賞規程（平成15年訓令第1号。以下「訓令」という。）第4条の規定による表彰者の推薦基準は、次のとおりとする。

（1） スポーツ賞

ア 各種のスポーツ大会において、優秀な成績を収めた者

＜基準＞ （ア）全道大会優勝の個人及び団体

（イ）全国大会入賞（6位まで）の個人及び団体

（ウ）世界大会（世界選手権、ワールドカップ、オリンピック等）出場の個人又は団体

イ スポーツの振興に寄与した者

＜基準＞ 地域社会又は職場等における、スポーツの健全な普及発展に貢献し、本村におけるスポーツの振興に顕著な功績をあげた個人又は団体

（2） スポーツ奨励賞

ア 各種のスポーツ大会において、優秀な成績をおさめた者

＜基準＞ （ア）十勝大会優勝の個人及び団体

（イ）全道大会入賞（6位まで）の個人及び団体

イ スポーツの振興に寄与した者

＜基準＞ 地域社会又は職場等において、スポーツの普及奨励のため、その企画や指導に積極的な個人又は団体

（3） ジュニアスポーツ賞

＜基準＞ （ア）全道大会入賞（3位まで）の個人及び団体

（イ）全国大会入賞（6位まで）の個人及び団体

ただし、大会当初から推薦基準に基づく順位が確定している場合は除く。また、クラス別「上級、中級等の別」に分かれている大会は最上級クラスの大会のみを対象とする。

（4） ジュニアスポーツ奨励賞

＜基準＞ （ア）十勝大会入賞（3位まで）の個人及び団体

（イ）全道大会入賞（6位まで）の個人及び団体

2 推薦の方法

- (1) 訓令第5条の規定による推薦は、スポーツ賞等候補者推薦書（個人用）（第1号様式）及びスポーツ賞等候補者推薦書（団体用）（第2号様式）による。

（備考）第1号様式及び第2号様式中「推薦する事項」は、スポーツの優秀な成績を収めた者については、出場した大会の名称及びその成績を、スポーツの振興に寄与した者については、その功績の内容を具体的に記入すること。

- (2) 前号の書面には、次の書類を添付すること。

ア スポーツの優秀な成績をおさめたチームの場合は、チームメンバー表

イ スポーツの振興に寄与した団体の場合は、会則、役員表、その他参考となるもの

3 推薦の時期

推薦の時期は2月とし、毎年教育委員会が定める。

4 表彰の時期

表彰は、毎年3月に行う。ただし、特別の事情があるときは随時行うことができる。

附 則（昭和61年1月16日要領第1号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年2月13日教委要領第2号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月10日教委要領第1号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年1月8日教委訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月9日教委訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月30日教委訓令第6号）

この訓令は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（令和元年11月28日教委訓令第5号）

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。